

議案第27号

平成25年度 新居浜市工業用水道事業会計予算

# 平成25年度 新居浜市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度新居浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		3 事業所
(2) 年間総給水量	15,844,000	m <sup>3</sup>
1日平均給水量	46,600	m <sup>3</sup>
(3) 建設改良事業	181,531	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益	238,628	千円
第1項 営業収益	238,130	千円
第2項 営業外収益	498	千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用	216,970	千円
第1項 営業費用	194,090	千円
第2項 営業外費用	20,880	千円
第3項 予備費	2,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 193,959千円は、過年度分損益勘定留保資金 35,879千円、当年度分損益勘定留保資金 49,474千円、建設改良積立金 100,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 8,606千円で補填するものとする。)

支 出	
第1款 資本的支出	193,959 千円
第1項 建設改良費	181,531 千円
第2項 企業債償還金	12,428 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費	68,433 千円
(2)交際費	50 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行